

平成 24 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 所管事務調査 …………… 1

平成 24 年 8 月 10 日 (金曜日)

建設環境委員会会議録

○記録担当書記 寺原哲也君

平成24年8月10日 金曜日

午前10時00分開議

午前11時51分閉議（実時間110分）

○本日の会議に付した案件

1. 所管事務調査

- ・生活環境に関する諸問題の調査
（八代市環境センター建設事業の進捗状況について）
- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
（電子入札システムの導入について）

○本日の会議に出席した者

委員長 田方芳信君
副委員長 堀口晃君
委員 植原勉君
委員 大倉裕一君
委員 田中安君
委員 中村和美君
委員 橋本幸一君
委員 増田一喜君
委員 松浦輝幸君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

環境部長 福田晃君
環境センター建設課長 小橋孝男君
環境センター建設課
主査 豊田浩市郎君
総務部
契約検査課長 桑田謙治君

（午前10時00分 開会）

○委員長（田方芳信君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めます。

◎所管事務調査

・生活環境に関する諸問題の調査（八代市環境センター建設事業の進捗状況について）

○委員長（田方芳信君） それでは、八代市環境センター建設事業の進捗状況について、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○建設部長（福田晃君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 福田部長。

○建設部長（福田晃君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）八代市環境センター建設事業の現在の進捗状況等について、担当課長の小橋が説明申し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）本日は、これまでよりも少し突っ込んだ詳細な御説明ができるかと考えております。これまで御説明いたしました、御報告いたしました内容から一歩進んだ内容を、それから対外的な交渉を続けてまいりました結果を少し御披露させていただきたいと思っております。

なお、委員長にお願いがありますが、本日の

資料の中で、今後まだ検討を加えなければいけない事項、それから変更が考えられる事項がございますので、御説明、御報告申し上げました後に回収させていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

○委員長（田方芳信君） よろしいです、はい。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） よろしく願いいたします。内容につきましては、3部でございます。その中で、実施方針の素案と建設事業のスケジュール案というのがあります。この2部につきまして回収をさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

それでは、1枚物の環境センター建設事業についての決まっている事項、それから、決っていない事項、それから、これから決める事項という大きな3項目がございますが、これについて最初に御報告を申し上げます。

まず1点目の決まっている事項でございますが、6つの項目を挙げております。

まず1つ目が、ごみ処理に関する市の方針ということで、環境省のほうに提出しております循環型社会形成推進地域計画というのがありますが、八代市の方針としまして、ごみの総排出量、平成21年度に比べまして、平成27年度現在で5%削減という目標を掲げております。それからリサイクル率につきましては、平成21年度に比べて、平成27年度で5%増を目指しますという設定をしております。

それから枠の中に、これまで及び今後の取り組みということで、有料指定袋の導入から生ごみ堆肥化事業などのことまで書いておりますが、これにつきましては、これまでも、それから今後も八代市として取り組んでいくというふうに考えております。

(2)番です。主要整備予定施設ほか及び概算事業費です。大きく3つの施設を整備しよう

と考えております。1つ目がエネルギー回収施設、これは建設費プラス運営費でございます。DBO対象施設でございます。それから②番、マテリアルリサイクル施設、これは通称リサイクル施設と言っておりますが、これは建設費のみ。それから③番、管理棟、環境学習センターほか、これも建設費のみでございます。この建設費のみという意味合いにつきましては、後で実施方針の中で御説明いたします。

3つの概算事業費ですが、基本設計段階で各メーカーからアンケートをとりました平均値でございますが、240億円。内訳としまして、建設費が120億円、運営費が20年間で120億円で設定しております。

(3)番、建設候補地です。平成20年5月のごみ問題等対策検討会から3地区4カ所の候補地の提言がございました。その中から町内プロジェクトで精査しまして、一昨年の4月12日の政策会議で加賀島地区を候補地として決定しております。

(4)番、周辺同意についてです。4項目ございます。1点目、まず、この4月12日の政策会議の翌日の新聞で新聞報道しましたことに対しまして、漁業関係者から反対表明がございました。その後、約1年半かけ協議を進めまして、周辺漁業者から9項目の要望書が提出されております。それに対しまして、八代市より平成24年2月、ことしの2月ですが、回答書を提出しております。その後、市が回答しました内容につきましては、周辺の漁業関係者から建設同意書が提出されております。

(5)番、炉の機種決定についてでございます。6名の委員から成る処理システム検討委員会から2方式3機種が提言されております。焼却につきましてはストーカ、熔融につきましてはシャフト炉と流動床炉です。

それから(6)番、事業手法ほかですが、これまで中北にあります清掃センターは公設公営

で行ってまいりましたが、いろいろな諸事情から、今後は八代市にとってどんな方法がふさわしいかということを庁内プロジェクトで検討してまいりました。VFM調査も行いまして、公設民営（DBO方式）に決定しております。それから、今後事業者を進めていくに当たりまして、事業者選定に係るアドバイザー業務委託を平成24年3月の定例議会で予算承認していただいております。

それから大きな2番ですが、決まっていない事項（協議中）と書いておりますが、現在協議を進めている項目について挙げております。3項目です。

1項目めが氷川町とのごみ処理の問題について。これは氷川町のごみ処理について書いておりますが、自治体ごとにごみ処理施設を整備する必要がございますので、基本的に、今、事務組合のほうで鏡、千丁、東陽、泉のごみと氷川町のごみを合同で処理しておられますが、そのうち環境センターのほうへ新市の枠組みでの鏡、千丁、東陽、泉について、環境センターで処理することにしておりますので、氷川町さんのごみが事務組合のほうで処理することになりますが、その後、環境センターのほうと合同で処理をされますかという協議をしておりましたが、これは自治体の御判断によりますので、現時点ではまだ明確なお答えがいただいております。

それにつきまして、今後、地域計画での連名での申請が可能かどうか、それから供用開始後に処理委託として氷川町が環境センターのほうにごみを持ってこられるか、そういったいろいろな手法がございます。それは自治体の御判断によるものになりますので、それも含めまして、現在協議中でございます。

それから、後でスケジュール表の中で御説明いたしますが、県と国との土地取得に関する協議を行っております。非常に手続に時間を要す

という御説明がこれまであっておりましたので、後で御説明しますスケジュール表がなかなか議会のほうにお示しできませんでしたが、一つのめどが立ちましたので、本日御説明することになります。

(3)番、周辺漁業関係者からの要望に対する回答実施に関する協議ですが、昨日、この協議の事前説明を行いまして、ようやく8月中旬に第1回の会議が開ける予定になっております。

それから3番、これから決める事項でございますが、環境センターの事業者を選定する作業に入っております。これまでも御説明いたしましたが、総合評価方式による一般競争入札という方式を採用いたします。その中で、事業者選定委員会に諮ります内容でございますが、実施方針、要求水準書、特定事業の選定、それから運営期間、リスク分担ほか、このようなことを審議していただきます。

それから(2)番ですが、マテリアルリサイクル施設及び環境学習センター等の建設及び運用形態について。熱回収施設、つまり焼却または熔融施設につきましてはDBOで建設・管理をお願いしようかと思ってるんですが、ほかの施設、リサイクル施設や環境学習センターや管理棟など、そういったものを市のほうで直轄で運用ができるのか、それから、こういった運用形態があるのか、そういったことを今後決めていきたいと考えております。

それから(3)番、将来予定地としております、施設を建てない面積のところがありますが、そこに公園整備などを考えておりますけども、これにつきまして、先ほどの環境学習センター等と関係づけて整備できないかというようなことで、今検討を加えているところでございます。

以上、大倉委員のほうから、これまでの経緯、それから今後のことという前回の御質問がございましたので、それに対する回答という意

味合いでこの文書をつくってまいりました。

続きまして、スケジュールのほうを御説明いたします。A3の1枚物でカラー刷りのほうです。

ここに5項目のスケジュールをつくっております。一番上から環境影響評価、2段目が港湾計画変更、3段目が臨港地区除外手続、それから4段目がごみ処理施設の都市計画の位置指定、最後に事業者選定手続及び実施設計建設工事という5項目のスケジュールをつくっております。

これまで交渉してきました2段目の港湾計画の変更に関係します手続、それから都市計画決定の位置の指定、このようなことで、ようやく先方との協議が一定のところまで参りましたので、御報告を申し上げます。

まず、2段目の港湾計画の変更の手続をしなければ土地の取得ができませんので、これをするためにはどのような条件が要りますかということで、県の港湾課と交渉してまいりました。その結果、環境アセスメントが終わらないと港湾計画の変更手続には入れませんというのが一つの条件でございましたので、来年の11月、環境影響評価の評価書公告・縦覧、これが終わりますしてから、県知事意見が出た後なんですけれども、それが終わりますしてから、初めて港湾計画の変更手続が開始されますということのスケジュールです。

それから6カ月たちますと、6カ月ぐらいこの手続がかかりますということですので、その後、地方港湾審議会というのを開催されます。

それが終わりますと、約6カ月後に、この6カ月間の間に県議会が開かれます。県議会のほうでこの土地を売り払ってもよろしいという承認をいただかなければいけませんので、その手続が終わりますと初めて県の2.6ヘクタールの土地が取得できるということに、それが平成26年の11月ごろになるであろうというふう

に言われております。

この手続が終わらねと、今度は国の手続に入れないということがわかりました。国は現在が3.1ヘクタールがまだ海域でして、土地になっておりません。それを未竣工から竣工手続をする必要があると言われております。県の地方港湾審議会が終わりますしてから、今度は用途変更承認というのを国が行います。それを行いました後に、埋立竣工通知及び登記手続というのに入っております。その際に土地になってまいりますので、八代市議会のほうで区域編入の御承認をしていただくこととなります。八代市港町何とか番地という番地がついてまいりますので、ここで区域編入の市議会の議決が必要になってまいります。

その後、所管手続等、これは財務局のほうに1回譲渡される必要がございますので、所管換手続というのがございます。これに3カ月間。その後、ようやく八代市のほうに売っていただけるということになりまして、これが平成27年の11月ごろになるであろうというふう言われております。ようやくそれが、すべての土地が八代市の所有物になってから、いよいよ工事着工ということになります。

私もこれまで、この期間が約、県と国合わせまして3年ぐらいかかると言われておりました。それをそのままお待ちしておりますと、目標であります平成29年の供用開始に間に合わなく、平成30年度の終わりか平成31年度にかかるだろうと言われておりました。この交渉をこれまで続けてまいりました。ようやく県と国の御協力がありまして、このような短縮された手続になったというところでございます。

それから、3段目の臨港地区の除外手続ですが、地方港湾審議会が終わりますと、熊本県都市計画審議会というのを開催されます。この所管がいろいろございまして、臨港地区は県の管理下、それから臨港地区除外は市の管理、

それにつきまして現在整理中ということですが、県の都市計画審議会が終わりましてから八代市の都市計画審議会を開催していただきます。4段目でございます。それが平成27年の1月ですね。平成27年の1月になります。この都市計画で、この都市施設という位置づけをしていただかなければいけませんので、それが終わりませんと建築確認のほうの申請ができないということになります。計画通知が提出できないということになります。このような、それぞれに条件が設定されておりますので、それぞれを一つ一つ終えまして、初めて工事着手に向けてスタートできるということになります。

それから一番最後に事業者を選定するスケジュールを書いております。先ほど御説明しました実施方針につきましても、――後で詳細に御説明いたしますが、実施方針の公表というのをを行います。これは八代市の考え方でありまつか、施設の考え方でありまつか、そういったものを書いたものでございます。

それから、ことしの12月ぐらいに入札公告というのをを行います。これを受けまして、事業者の方が応募していただけると。こういった条件とこういった金額で募集いたしますということを入札公告をいたします。

それから、手を挙げられた事業者さんが設計並びに検討書を書いてこられるんですが、それを事業者選定委員会でヒアリングしますのが来年の今ぐらいというふうに考えております。それで、最優秀の一番点数の高かったところと八代市は契約することになるんですが、その後、基本契約、事業契約という契約書を結びます。

それから事業者さんは設計に入ってまいります。設計が終わりますのが、先ほど都市計画審議会が終わって計画通知が出すことが可能であるという時期までにこの設計を終えていただきたいというふうに考えております。

設計が終わりますと、いよいよ敷地の造成、

施工、それから本体の工事着手ということになりまして、現時点ではございますが、平成29年の10月ぐらいを竣工というふうに見込んでおります。あくまでもこれは現時点での協議の結果を受けましてのスケジュールでございますので、県や国の御努力がもう少しあれば工事着手ももう少し早まるのかなというふうには考えておりますが、まだお願いを続けていく必要があると考えております。

それから3点目の実施方針の素案について御説明申し上げます。

前回の建設環境委員会のほうで骨子という部分だけでしか御説明できないと申し上げましたが、部内で協議しました結果、出せるところは、報告できるところは報告していくべきではないかという結論に達しまして、本日、案になります前のまだ素案ではございますが、御報告したいと考えております。

1ページ目をお開きください。

ここに用語の定義ということで、たくさん項目が書いてありますが、ここにこれまでの入札行為とは若干違う言葉の説明がしてございます。非常にわかりづらい言葉がいっぱいございますが、要は、八代市がこういうのを建てたい、それに対して事業者さんが応募してくるわけなんですけども、それに対する金額に、設計書はございませんので、設計できるような条件をこちらから公表するというような手続を進めてまいります。

細かくは読んでいただければわかるんですけども、読んでいただいても少し御理解が難しいところもございますけども、それはおいおい、今後、事業者選定委員会の進める上で、またホームページにアップする前に御報告させていただきたいと考えております。

それでは、4ページ目をお開きいただきたいと思いますが、ここに、特定事業の選定に関する事項という大きな2番がございます。

その中に、(2)番に事業の目的。これは前回、この概略版を御説明しておりますが、ここに先ほど申し上げました、ごみの量は5%削減したり、リサイクル率は5%増加をしたりということを①番のほうでうたっております。それから、この上に21分別などはこのまま今後も進めます。それから最大のテーマであります、①の3段目ですか、資源が循環する、ごみゼロのまちを目指しますということを八代市の環境基本計画のほうではうたっております。

それから②番のほうでは、整備方針の基本方針を示しております。4つの大きなタイトル。これは処理システム検討委員会的时候にも機種を決める上で重要なポイントでございました。資源の有効利用により、できる限り最終処分しない施設から、④の周辺と調和し、市民に親しまれる環境拠点施設と、この4つの項目でこの施設整備を行ってまいります。

続きまして、5ページをお開きください。

ここには(3)番に事業概要と書いております。これは、どんな施設をどのような体制で管理していくのかという大きな流れを書いております。

事業期間でございますが、あくまでも現時点ではございますが、平成25年の9月ぐらいから平成49年の9月ぐらいまでの24年間を管理期間といたします。

それから、契約の形態につきましても②番で書いております。建設事業者と契約するのが1本、それから運営事業者と契約するのが1本。しかし、提案者は1者でございます。グループとして提案してまいりますので、契約本数は大きくは2本でございますが、提案者は1者であるというふうに考えていただいて結構かと思えます。

それから、6ページをお開きください。

事業スケジュールの予定を書いております。大体年内は月1回ぐらいの会議のペースで進め

てまいりたいと考えております。それから、入札公告は(5)番の⑨番ですが、入札公告を年内に行えればというふうな計画でおります。で、落札者の選定でございますが、来年の6月ぐらいを今日指しております。基本協定、仮契約ですが、その次の月の7月、ですから議会のほうで御承認いただくのは来年の9月ぐらいをめどとしております。それから、契約の開始が、供用開始の開始が平成29年度末と。これはちょっと余裕を見て末というふうに書いております。ちょっと予定よりも、先ほどのスケジュールよりも半年ぐらいおくれたような格好で書いておりますが、これも今後また詰めてまいります。それから、契約終了が20年後の平成49年度末というふうに考えております。

続きまして、あと特定事業、選定手順などを書いておりますが、ちょっとここはすごく中身が長うございますので、10ページをお開きいただきたいと思えます。

表1と表2を10ページに掲載しておりますが、この中で、市と民間事業者の役割分担という項目で表をつくっておりますが、市は何をするのか、それから民間事業者は何をするのかという役割分担でございます。例えば、用地の確保は市で行います。測量地質調査も市で行います。各種許認可も市で行います。環境影響評価も市で実施しております。このような分け方です。

それから表2でございますが、ここから少し具体的になってまいります。

まず、施設の設計は、この建物はどちらがやるのか。それから施工は、この建物は市がやるのか民間事業者がやるのかということで、まず設計のほうなんです。エネルギー回収施設からマテリアル、環境学習センター、管理棟、それと公園等なんです。これにつきましても基本設計程度は民間事業者に全部やらせまして、配置などを決めさせまして、エネルギー回収推

進施設についてのみ実施設計まで行わせるというようなやり方もあろうかと思いますが、これもどこまでやらせるかを今検討中でございます。

それから施工につきましては、できましたら地元でできるだけ工事を発注したいと考えておりますので、エネルギー回収とマテリアルは民間事業者でいいのではないかと——あ、違いますね。粗大ごみ系だけです。それから資源処理系統から環境学習センター、管理棟、公園などは地元でできるのではないかとというような判断を今、現時点ですがしております。こういった区分けをした表をこの実施方針の中に載せる必要がございます。

それから、あと手続関係、下のほうに書いておりますが。

それから、11ページをお開きください。

ここでは、実際、具体的な管理体制を書いております。運営段階という括弧書きしておりますが、ごみの搬入は誰が行うのか、それから記録などは誰が行うのか、それから搬入管理は誰が行うのか、それから真ん中の、運転管理はどちらがやるのか。それから真ん中あたりに、維持管理は誰がやるのか、余熱利用管理は誰がやるのか、こういう事細かく役割分担というのを決めておく必要がございます。これが決まらねんと人件費が出せません、業者のほうは。ですから、このあたりも慎重に今後検討していきたいと考えてます。あくまでもこれはまだたたき台の段階でございます。

それから、12ページ、お開きください。

ここには、マテリアル推進施設の、先ほどの運営の段階の役割分担をやはり書いております。現在、中北でもリサイクル部門につきましては、基本的には市の直轄で行っております。で、今回つくりましますマテリアルリサイクル推進施設につきましても、基本的には市のほうで運営を、運用をやっていききたいというふうを考え

ております。

それでは、最後に14ページをお開きいただきたいと思っております。

これは、今後事業者と契約をしていくわけなんです。先ほど大きく2本契約が発生すると、契約書が発生すると申し上げましたが、それを図にしたものでございます。事業スキーム図(案)というふうに書いております。ちょっと少し詳しく御説明いたします。

八代市が上のほうに書いてありますが、ここで事業者とどのような関係にあるのかということで、まずマテリアルリサイクル推進施設、環境学習センター、管理棟などの施工は八代市が直接発注いたしますよという位置づけです。例えば、これが地元で発注できれば地元で発注したいと。それから、マテリアルの、今度は建物の運営ですね。これにつきましても、市の職員が直轄で行うのではなくて、民間に委託できたらと、民間活用という形をとりたいと。いろんな、指定管理者とかいろいろ形はあろうかと思っておりますが、民間を活用したいと考えております。

それから右側に、市民の皆さんが直接搬入もでございます。その際には、ごみの処理の手数料が入ってまいります。それは八代市が行います。それから、リサイクル業者さんも出入りがありまして、ここで売却収入があったり、資源を運び出したりという作業がございますので、そういう関係になります。それから、どうしても処理できなかった不燃物、これにつきましても、ほんの少しではございますが、最終処分する必要がありますよということです。

それから真ん中に契約書が3つございます。建設請負契約、それから資源化業務委託契約、それから運営委託契約。これまでDBOと申し上げてきましたが、この一番右側の運営委託契約、これが俗に言うDBOですね。特別目的会社をつくって、長期にわたって運営をするとい

うことです。

それからDBOの建設のほうなんです、この表自体はもともと大きな枠の中に民間事業者というのが書いてありますが、これは熱回収処理施設を対象にした契約内容でございます。ですので、あとのリサイクルとか、そういったものは先ほど説明しました、一番上に書いてありますもの、別契約になります。ですので、この大きな枠の中の民間事業者さんは大手の炉のメーカーでありますとか、ゼネコンでありますとか、そういった方々との契約になるんですが、この建設請負契約と運営委託契約、大きくこの2本契約をすることになります。

それから真ん中に資源化業務委託契約とありますのが、現在、中北の焼却灰などを菊池の民間会社に埋立処分をお願いしてるんですが、そういった契約になりますが、この契約をこの民間事業者さんの中に入れるのか入れないのかは、今現在、検討中です。といいますのが、今回、焼却炉と熔融炉という2つの項目がございます。で、焼却灰というのは廃棄物です。それから熔融スラグというのは有価物になります。ですので、全く取り扱いが違いますので、これは民間事業者さんとの契約の中に、枠組みの中に入れ込みますと、ちょっと種類が違いますので、これも今、どういった形でしたらいいのかという、契約したらいいのかというのを今アドバイザーとも協議してるところでございます。

それで、まず建設のほうなんです、これは代表的なほかの自治体からの例で書いてるんですが、まずプラントの設計をする企業があります。それからプラントの施工をする企業があります。それから建築の設計をする会社があります。それから建築の施工をする会社がございませう。大体この4つの種類の方々がグループをつくってこられて、建設請負事業者というふうな形になります。

それから運営のほうは、この環境センターのために特別に会社を設立していただくんですが、これが運営事業者とって、20年間ですね、契約相手方として管理をしていただくというふうな形になります。

そして今度は、事業者選定委員会のほうに応募されてくるのは、この大きな枠組みの民間事業者という名称、この方が建設と運営のほうを取りまとめて、1者で応募してこられると。代表者になります。そこの方のプレゼンを聞いて、事業者選定委員さんは評価をするということになります。ですので、評価項目は建設と運営の2つの項目が入ってまいります。

このような構成を、現時点でございますが、考えておりますということ御報告を申し上げます。

以上で、本日の資料の御説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（田方芳信君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（中村和美君） はい、じゃ、委員長、いいですか。

○委員長（田方芳信君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） はい。今、14ページ見させていただいて、ほんと私たちの要望ちゅうのは、やっぱり地元の企業をぜひ使ってほしいというのをまずやってもらいたいということをお願いしときたいと思いますが。部長、どやんですか。

○建設部長（福田 晃君） はい。

○委員長（田方芳信君） 福田部長。

○建設部長（福田 晃君） はい。地元の企業でですね、できる分については、当然発注をしたいと思っております。ただいま小橋が申し上げましたように、基本設計というところまでは、ここで言いますこの民間事業者ですかね、プラント施工企業とか建築物施工企業、建設請

負事業者さんがされますと思いますけども、実際その後のリサイクルとか環境学習センターとかですね、そういう形についての実績ができたなら、そちらのほうは地元でできる可能性が十分ありますので、一応そういうところは私たちもそれで精査しまして、地元でできれば地元、特に公園とかですね、そういうものもですね、地元でできれば地元でしたいし、当然工事のほうもできるだけ地元のほうに、できる分は地元させたいと思っております。

以上でございます。

○委員（中村和美君） はい、いいですか。はい、はい。なかなか今聞くと、業者さんたちも広域になって、いろいろな業者さんが入札に来るというようなことで、市内の業者さんたちも仕事なかったという話も聞きますし、それからするとチャンスでもあるし、やっぱり市に税金を納めておるところを大事にしなくちゃやっぱり税金は集まらぬしということもありますので、そこはぜひいろいろな面でですね、地元で、分析して、地元でできるのは極力地元で流してやると。そうすることによって、地元も勉強になるし、技術力もつくと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（植原 勉君） はい。

○委員長（田方芳信君） 植原委員。

○委員（植原 勉君） 環境センター建設事業についてというのが大倉委員の要望で配付されておりますけれども、これについても質問してよかったですか。

○委員長（田方芳信君） 植原委員。

○委員（植原 勉君） はい。この中でですね、決まっている事項の中の4番目のところのですね、周辺同意についてというのがありますね。これに漁協から9項目の要望書が提出され

たてありますけれども、この内容ちゅうのは、私が記憶がないのかちょっとわかりませんが、この内容ちゅうのをちょっとお教えしてもらいたいと思うんですけど。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。実は、この件につきましては3回ほど御説明してるんですけども。今ちょっと資料を探しておりますが、大きくは、例の市場に関する荷さばき施設ですね。周辺に、すぐ近くに、そうですね、500メートルぐらいのところには現在魚市場がありますが、その前をパッカー車が、ごみを積んだパッカー車が1日300台から400台通るということを御説明しましたところ、とんでもないと、そういうことじゃもうちょっと建設に賛成できないということで、最初猛反対されまして、そのことを1年半ぐらい協議を重ねさせていただきまして、回答として、県が新しく整備します船着き場にですね、県の土地なんですけども、県の埠頭用地なんですけども、そこに移転するというか、新設するというような形で、それが一番9項目の中では大きな事業になっております。

あとは、漁場を整備したり、それから球磨川の流量を調整、前川のほうに少し水をくださいとかですね、そういったことで――9項目読ませていただきます。

1点目が、周辺整備に伴う建設推進協議会の設置を下さい。

それから、ただいま申し上げました2点目が、荷さばき施設を整備下さい。

それから3項目が、アサリ漁場の恒常的な整備を下さい。

それから4番目が、藻場を造成して、魚がとれるように下さい。

それから5点目が、簡易漁礁を投入して、魚

のすみかをつくりなさいということですね。

6点目が、隣にあります八代漁協さんがお持ちの稚魚増殖センターへのエネルギーを供給してくれと。これにつきましては、余熱がありますので、熱を供給することは可能であると考えております。

それから7点目が、道路の整備といいまして、ちょっとここはほこりが非常にするもんですから、散水車を常設してくださいということです。

それから8点目が、先ほど申し上げました球磨川本流と前川に流れ込む流量調整に関する協議ちゅうことで、球磨川の水を少し前川に流れるように調整していただきたい。これは国交省との協議になるんですけども、そういったお願いをされております。

最後に9点目に、環境センターで事故が発生したなら、必ず実害があった場合は被害補償してくれということです。

以上の9項目について御要望がっております。

○委員（植原 勉君） はい。

○委員長（田方芳信君） はい、植原委員。

○委員（植原 勉君） 今回の9項目をのまれたということでございますけれどもね、ここの中に非常に私も、中で8番目とアサリの漁場の確保ですよね、これに荒瀬ダムの覆砂を入れてつくってくれぬかちゅうことを受けられたちゅうことですよね。そうすると、球磨川本流を前川に流すと。だから、この裏にですね、重要港湾指定をとって、5.5万トン岸壁を整備するという要素で、あそこん下のほうずっとしゅんせつして掘りよっですよね。今も現在掘っておりますけど。その上に持ってきて、また覆砂をして、その砂は低いところに流れ込むわけですけれども、そういうのがですね、何かこの八代の清掃センターのこの9項目の中にあるちゅうことがですね、何ばしよっとだろかなって

私も感じるころば、私は思うわけですね。

球磨川の本流と前川の水の配分については、もともとあれは前川のほうに球磨川が直接流れてきてたんですけど、重要港湾を整備するという要件から、金剛の鼠蔵のほうに球磨川の流れるあれを、堰をつくって変えたわけですよ。そして、ここに5.5万トン岸壁をする計画を持ちながら。

そして、またアサリはあそこに漁場を整備をする、砂を持ってきて。そういうとこどういうふうにとつとだろかて、非常にですね、何か無責任な考えちゅうか、国、八代市、県あたりの税金の無駄遣いにするようなものがここにかがえると思うんですよ。だから、そのアサリ関係と球磨川本流の水の分離の使い道をされたというその経緯をですね、説明してもらいたいと思うんですよ。それは当然、担当課としても、それは頭を抱えられたて思うんですよ。いかがですかね、そこんこ。だけん、ここは私外すべきだろうて思う。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。確かに御指摘のとおりの問題がやっぱあります。しかし、今回の要望内容はですね、まず地元の塩屋地区の皆さんが直接ここに船、船だまりに船の出入りをされている。それから観光漁船をされている。それから大雨が降ったときに雨水と海水がまじる。それから、先ほどおっしゃいました航路しゅんせつの土砂のせっかく掘った後に荒瀬の土砂を入れたらまたそこに流れ込むじゃないかという問題、いろんな問題が確かにございます。

しかし、環境センター事業を進める上で、この要件を出された背景にはですね、やはりいろんな後継者の問題でありますとか、漁獲高の問題でありますとか、いろんな問題があったとい

うふうには聞いておりますが、八代市としましても、これを全て一応のんではおりますが、八代漁協の方の考え方からいきますと、まず実験をしてくれと。今委員が御指摘のとおり、確かに難しい問題ばかりです。しかし、魚がとれるように、実験でもいいから、まずやってくれと、それから実施に移していこうという考えからの、この9項目の要望でございます。

ですから、可能な限り八代市として協力していただけないかというようなお願いも含んでいるというふうに私たちは解釈しております。

○委員（植原 勉君） よかですか。

○委員長（田方芳信君） 植原委員。

○委員（植原 勉君） 今、小橋課長が説明されたことはですね、大変、重要港湾についても重大なことを抱えておるんですね。今、環境センターまで下るところに船だまりを越えて海の航路ちゅうのを今、3年前にしゅんせつをされたんですね。もうそこも埋まってしまって、今、干潮時期には船も上ってこれないちゅうような状況に浅くなってしまってるんですよ。これに、球磨川の流量をここにまた流すちゅうことになったら、埋まるのがもっと早くなると思うんですね。じゃ、大型船だまりをつくられた経緯とか、そういうのを環境センターの断れないようなこの条件、2つのことについてですよ、また逆行するようなことに戻って、漁協としてもかえって不利な立場になっとじゃなからうかて私は思うわけですよ。

そすとあと一つは、今、市場の前を300台通るといのが、非常に漁協さんも迷惑をされると思うんですけども、一番これをする前に、魚をですね、市場にどれだけ出している利用量とか、そういうのを何か調査もされないで、ぽんとこれ受けられたような気がするんですよ。だから、もうちょっと、今、漁業者の戸数とか、従事者の把握とか、漁獲をそこに出せる市場の使用量とか、そういうのをもうちょっ

と慎重に調査すべきことがあるんじゃないだろうかと思うんですよ。そうすつと、もうちょっと漁協の中の組合長、理事さんの話以外に、もうちょっと末端の人の意見も聞いてですね、そこにアサリの漁場を覆砂を持ってきてすると。非常にですね、航路も埋まって、本当にですね、干潮のとき、あれ上れないんですよ、今は。

そうすつと、下は重要港湾で国の指定を受けて、なったなつたて喜んでいながら、片っぱはここの上に土砂ば持ってきて埋める、埋めるような要素を持ってくると。球磨川の水も今度はそっちに流してくつと。何ぼしとつとだろろうかて。

もう本当にですね、私も漁協の組合員なんですけれども、全くですね——どっちもそれは大事ですけれども、できないことはできないで、9項目から外すべきじゃなかつたろうかて思うんですよ。そこんところ、どんな考えとんなつか、まあ1回ちょっと、協議をなされるのか。この9項目について、それをもう一回再考してもらおうとか、でけぬとですかね。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） まず1点目の水量の問題ですが、これは国交省とも今数回打ち合わせは行っております。大きな問題は球磨川漁協さんと八代漁協さんとの、何といたうんですかね、漁法の違い、それからアユの遡上のルートの考え方の違い、それから土砂が確かに堆積するという問題、国交省も頭を痛めておられました。簡単ではないと。非常に要望はされたものの、流量調整するということがいかに難しいかということはおよく御理解されておりました。

それで、まず現状を調べるということで今報告をいただいております。水量の量の調査です

ね、それをもう一度見直してみようということ、データ収集からさせてくれないかということで、国交省から今御回答いただいております。八代漁協さんのほうにもその旨御報告しております。

それから、球磨川漁協の理事会にも私呼ばれまして、この現状とこの要望があったことを御説明しましたところ、とんでもないと、逆なんだと。今球磨川のほうが水が本当は少ないんだぞということをおっしゃいまして、なかなか漁協さん同士でも考え方、それから認識度が全く違うということを改めて知りました。

ですので、この問題は、あしたからすぐ堰を広げて流量を前川に流し込むということはできないそうです。ですので、両漁協さんとも話し合っていくということで、今国交省とは協議を重ねているところです。数年かかるというふうにはおっしゃってました、結論が出るまでに。そうしないと、アユの遡上の問題が、今、六中の前のあの川を上っていくそうです、ほとんどのアユが。ですので、前川のほうを上っていきませんので、そのあたりが——全部じゃないと思うんですけども。

今、流量の考え方が、八代漁協さんは7・3で少ないと、前川のほうが少ないと。球磨川漁協さんは6・4で、逆に球磨川が少ない。いつからそういうふうになんのかっていうのはおっしゃらないんですけども、そういうふうには認識度が違うということで、ちょっとこれ、答えには非常に苦慮してるんですけども、まだ明確な回答はしてありません。ただ、協議をさせていただきますということで、今回は八代漁協さんのほうには御納得いただいております。

○委員長（田方芳信君） 植原委員。

○委員（植原 勉君） これ、私提案で申しませうけれども、今球磨川にアユが遡上すときには、内港の中が湾になっとなつて、内港から上がってきたのが今の八代漁協の事務所のあそ

こで上れないわけですよ。だから、あそこを本当は魚が通る何か橋をつくったり、あそこに大きな土管を入れたりしてせぬと、あそこでですよ、アユが遡上しきれぬで死んでしまうわけですよ。

それとあと一つは、今、球磨川の前川のほうに水を流すちゅうことで、今、課長も部長も知ってっと思うけれども、萩原橋の上の砂利の堆量でわかってでしょう。花火ば今しよっとなつてすよ。何百万トンという砂利があるんでしょ、あそこに。あれを前川のほうに流すと、あれ一気に、水害とか台風とか来たときには、今度は、今、八代の外港のほうにあれは流れてくるわけですから、これもまた整備をせぬばんところが残つるとるわけですよ。

だから、そういうのを十分配慮した上で、この球磨川の水の流量、またこれを考えて、これをするのか、受けるのかちゅうのを明確にこれ検討しとかぬと、安易にこれを受けてしまったら、なかなか後は難しい問題が起きてくつと思ふんですね。ということでよろしく願ひします。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。まず一番身近なところからですけど、実施方針の公表というところで、公表されてから3カ月程度ぐらしか期間を置かずに特定事業・入札公告というふうになっております。建設環境委員会として、8日、9日で山口県のほうにですね、視察に行つて勉強させていただいたんですけども、やはり八代市の置かれてる状況と違うという部分はありますが、この実施方針のですね、検討にすごい時間をかけて検討をされているというのがわかりました。そういった面からいくと、先が詰まっているという部分もわからないではないん

ですけれども、やっぱり20年、30年で使う施設をですね、ここで決めるわけですから、十分な時間をかけて取り組んでいただきたいというところをですね、1つは要望しておきたいというふうに思います。

それと、あわせてですけれども、債務負担行為で施設の整備と運営費ということで分けられるわけですが、運営費のほうで120億ですね。これもまた視察してきたところと比較をさせてもらいますが、防府のですね、クリーンセンター、八代と同じ150トンなんですね。ここがマテリアルリサイクルセンター、こちらのほうまで含んで年間6億という運営費です。ですから、八代市の場合は焼却炉の施設のほうだけで6億程度を見込んでいるということです。ですので、少し、約1億、差額として1億の差があるということもわかりました。実際その部分の差額がありますので、もう一度ですね、5億でできないのかということもですね、検討をしていただきたいというふうに思っております。

以上、もう要望で終わらせていただきたいと思っております。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） いいですか。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。幾つかあります、済いません、お尋ね、わからないところで。決まってる事項の中でですね、2番の主要整備予定施設ほか概算事業ということで、業者からのアンケートの平均値で120億と120億で240億となってるんですが、建設費が120億、先ほど、研修の中で行ったときに、炉を建てる時、大体1トン当たり5000万ぐらいの概算をしてるという状況があって、私ところは、どっちだったかちょっと忘れましたが、4500万円ですってということで、こ

のエネルギー回収施設とですね、マテリアルリサイクルの施設、で、管理棟、それぞれ建設費が違うわけですね。大体その120億の内訳については、120億のうちのマテリアルリサイクル施設が幾らぐらいのやつなのか、そすと、管理棟はどのぐらいの規模なのかという、その辺は概算ではしてあるんですか。これ全部120億は建設費の中に入ってるんでしょう。というふうに説明を受けたんで、じゃ、炉本体の部分については大体幾らぐらい概算思っていて、そのうちのリサイクル施設と管理棟、学習棟、こちらのほうの部分については、どのような概算をして120億という部分をつけられたのか、そこをちょっとお聞かせください。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） ちょっと手元に正確な数字がないんですが、基本設計の条件のときに建築面積を与えました。例えば管理棟は1000平米程度とか、それからリサイクルが4000平米程度とか、そういうようなことで、例えば鉄骨造でつくったり、コンクリートでつくったりでは単価が全く違いますので、提案の内容はほとんどが鉄骨造だったかな、豊田君。鉄骨造だったかな。（環境センター建設課主査豊田浩市郎君「鉄骨とRC」と呼ぶ）RC。幾つかあったんですけども、提案の中にはRCもありましたし、鉄骨もありました。ですので、その平均値をとって合計しましたのが熱回収のほうで75億、残り45億ですか、45億について、そのうちにリサイクルが幾ら、それから管理棟が幾らというふうに、建築面積で概算で各メーカーは出してるかと思えます。

ですので、これはつくりようですので、今後この範囲内で、枠指定をした範囲内ですっていく。ですので、基本的には事業者選定委員会の

ときの債務負担行為は熱回収のみで打つ可能性もございます。ですので、あとの地元にも、例えば管理棟とかりサイクルを発注すると決定しましたならば、この債務負担行為から45億分は引くというような形になろうかと思えます。建設費につきましてですね。ですから、75億で建設、120億の維持管理、合わせて195億の債務負担行為になろうかと思えます。

分け方です、これは。ほんとこれからの。ですので、債務負担行為をしていくときに、DBOに対する債務負担行為ですので、23年間の、建設3年、維持管理20年の、その打ち方になりますので、そこはまた今後決めていきたいと思えますが、今副委員長がおっしゃいましたリサイクル施設が何億だと、管理棟は何億だというのはまだ細かくは設定しておりませんが、おおむねこの範囲内には入ってくるかと考えております。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） DBO方式で今回やるということで、今お話の中にマテリアルと管理棟、学習施設を外すというようなことも考えられると。で、そう考えたときには、債務負担行為は今建設費の120億というように予定しておるんだが、それを変更にするということになるというふうなことになるわけですね。そして、いつこの債務負担行為の金額がはっきり出てくるのかという。今この現状でいくと、大体9月議会においてはもう債務負担行為はしないといけないという状況があって、もうあと1カ月もない状況の中で議会が始まってしまいう状況がありますよね。この中で、じゃ、幾らにするのかっていうことを今から決めるということになるんですか。確認です。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 済み

ません、お手元の実施方針の素案の10ページをちょっとお開きいただきたいんですが、ちょっと今副委員長御説明の中に若干違ってたところがあったので、ちょっとそこを御説明させていただきます。

まず、債務負担行為を打つ時期でございますが、スケジュールの中に12月と9月の間に矢印をしております。これは入札公告の前に予算執行伺という形で通常とるんですけども、枠の設定をしなくてはなりません。ただし今回は23年間という長期ですので、その枠の設定を入札公告前ですので、12月の入札公告の前ぐらいに議会の御承認をいただければというふうには考えております。ですので、9月までとか10月までではございません。そこだけ、ちょっと時期の問題ですが。

それから10ページのほうで、先ほど、まずDBOで行いますのが熱回収施設の民間事業者にも丸がついてる部分ですね、施工のところの。ここでエネルギー回収施設、真ん中に書いてあります施設施工というところ、ここにエネルギー回収施設がメインでございまして、この下にマテリアルの一部の不燃と粗大ごみの処理系統だけを民間に施工すると。ですから、この額が先ほど言いました75億程度というふうに考えております。

で、残りの45億円につきましては、下のマテリアル推進、環境学習、管理棟、公園などに充てると。ですから、債務負担打っていただくのは23年間行います、この上の施設施工の計量棟、エネルギー回収施設、マテリアルの一部というふうに考えております。

ですので、あとは単費というか、地元発注の部分で、もし債務負担から外した場合にですね、その残りのお金で設計と施工を行っていくという考え方になります。ですので、設計変更して出すのではなくて、あくまでも最初に枠取りをするときに、この分け方で行いますと、計

量棟とエネルギー回収とマテリアルの一部というふうを考えておりますということでございます。変更ではございません。これから決めていくということになります。実施方針を固める中で、今10ページに出してあります案でよろしいかどうか、それを事業者選定委員会の委員の先生方に審議していただくということになります。ですので、現在決定しているわけでもございませんので、あくまでも本日は素案として、たたき台として御提案したというところでございます。

○委員（堀口 晃君） わかりました。

はい、委員長。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。今の段階で私たちに知らせていただいているのは建設費ということであるから、炉本体が120億なのかというふうにちょっと勘違いしてたところがありましてですね。それでマテリアルリサイクル、管理棟、学習棟がまた別途にすることになれば債務負担行為も減ってくるという可能性はあるということですよ。（環境センター建設課長小橋孝男君「はい」と呼ぶ）了解しました。そこでですね、——そこでじゃなくて、先ほど、決まっていなかった事項の中でですね、氷川町とのごみの処理についてというのが、ちょっと私一番理解できなかった。といいますのは、この間ですね、お話をして、今回の環境センターの建設については一緒にやることはできないんだというふうなお話をされて、そこはもう完全にもう切ってあるというようなことで、それ以外にまだ協議中で、ごみ処理の話だったもんだいけん、ちょっとわかりづらかったもんだいけん、そこをちょっともう少し説明してもらっていいですか。（「する必要はなかったもん」と呼ぶ者あり）うん、しないっていうのはこの前言って、まだ協議中って言われとっけんが。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） は

い。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。済みません、ちょっと少し御説明、不足してたところございまして、申し上げます。

氷川町のごみ、氷川町とので書かなかった理由がございまして、氷川町のごみ処理について。で、地域計画を出すときに、県のこれは発想なんですけども、施設をできるだけ少なくすると。で、広域化して、複数の自治体で1つの処理施設で広域化した処理施設はできないかというのをこれまでも模索されとったんですが、そういったことで、事務組合という方法が非常にどこの自治体もとっておられます。複数の自治体で1つの処理施設をとということ。

で、八代市が環境センターをつくるときに、事務組合をつくる必要はないんですけども、周辺の自治体さんと合同処理はできないかということで、地域計画、21年だったですかね、21年の9月に地域計画を出したんですけども、そのときにお声をかけました、氷川町さんに。合同でされませんかということでお声をかけましたが、これは先ほども申し上げましたが、あくまでも自治体が決めることでございまして、そのときに明確な御返事はございませんでしたので、それからずっと協議はしてございました。

で、そのときに、最初に国に出すときに150トンという、1日の処理量がある程度暫定的ではございますが、出さなければいけませんでした。その中に、氷川町さんの1万3000人分の13トン分を入れ込むか入れ込まないかで相当な協議を行いました。しかし、明確な御回答がなくて、地域計画を出すときに八代市単独で出した経緯がございまして。

それから一番大きな理由としまして、氷川町さんが1万3000人という人口要件で、地域計画を出すときに5万人以上というのがありま

す、単独申請ができる自治体が。この要件がまず満たされていないということ。ですから、氷川町さんがこの補助金とか交付金を使われる場合は、必ずどこかと連名で出さなければいけない、そして足し算が5万人以上にならなければいけないというのがございます。ですので、組み合わせが八代市とであればその要件は満たします。しかし、その要件が必要とされたんですけども、そのときに連名で地域計画は出されませんでした。一応声はかけましたけど。

それからずっと模索してきました、いよいよ私どもが実施方針を出す段階になってまいりました。このときに業者さんに150トンという量を示さないと炉の大きさが決まりません。で、見積もりをされるのに、提案されるときに、炉の大きさが、例えば163トンで出すのか、それとも150トンの中に氷川町さんが入ってますよというのか、それが相当変わってまいりますので。で、現時点では新市の、八代市のごみが150トン炉が必要だよという実施方針を出そうかと考えております。

で、ここで、じゃ氷川町さんから御要望がありましたのが、今、交付金の変更申請はできないのかと、要するに、150トンの中に氷川町さんは入ってるんだよという変更申請できないのかという問い合わせがございましたが、私どものスケジュールをずっと以前からお見せはしてたんですけども、なかなか御回答もなくて、結局単独で、ずっと今まで単独の150トンの炉を整備するという方向で八代市として進めてまいった経緯がございます。

結局、今回、変更申請がもうできないということが環境省の見解でわかりまして、それをやるためには一番から環境アセスメントをやり直す必要が出てまいりました。そうしますと、また3年戻ってしまいます。これはもうどうしても八代市として受けられない内容でしたので、この前、氷川町さんに合同処理というのはもう

できませんよと、そのかわり、供用開始後に道が2つありますと。

1つはクリーンセンターを使い続ける方法、それからもう一つは環境センターにごみを委託処理する方法、お願いをする方法。坂本村のときに中北清掃センターにごみ処理委託をされてるんですけども、そういった形がとれる。この2つがありますよということで申し上げましたところ、いや、どうしても連名で変更申請したいんだということをちらっとおっしゃいまして、それも検討しましたが、現時点で私どもは手戻りがありますので、この実施方針に入っていけませんので。地域計画を出すタイミングは年に2回あります。9月と2月。ですので、9月にこの実施方針の第1回目の会議をしようとしたときに、9月にもし変更申請しますと、また半年この手続ができないと。そういったことがありまして、それからアセスメントのやり直しが発生する、それから地元関係者に説明をし直さなければいけない、こういったことがありまして、私どもとしては、現時点では地域計画の変更は出せませんというふうなお伝えをしたところでございます。

ですので、あと残された道は、供用開始後に処理委託をする方法と単独で今の施設を、クリーンセンターのストーカの焼却炉を使われる方法がございましてということで、あくまでも最終判断は各自自治体であるということでございます。（「要するに今する必要なかわらう」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） ですからね、その決まってる事項の中に、氷川町のごみの処理についてってこの項目がなぜあるのかなと思って。今小橋課長がおっしゃられたのは、前回も同じようなことをお聞きして、同じように説明いただいたのに、また長いと思ったんですけども。それを私たちも理解をしてるつもりだっ

たんですけど、あえてまたここに氷川町とのごみ処理について出てくるもんだいけん、また何か新たな協議が始まったのかなという部分が、ちょっと誤解されるようなことはいけん、ここはもう削除していいんじゃないですかね。

わかりました、了解です。

委員長。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。それと、これから決める事項の中の1番目の総合評価方式による一般競争入札についてというところで、防府市と萩・長門の一部事務組合のほうで勉強してきた中においてですね、非常に興味深いところがありまして、非価格要素と、そして価格要素というふうな部分がありまして、防府の場合には7対3という割合で非価格要素を重視しているという状況がある。今度は萩・長門についてはですね、50対50という、5対5という、フィフティー・フィフティーという、非価格要素が50で価格要素は50という、この決め方については、どこでどういうふうな形で非価格要素、何点、これは何点で、それで総合評価でどちらが落札するかというような、その割合については、やっぱりこれは事業者選定委員会のほうで全部お決めになられるんですかね。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。実は、前回も建設環境委員会で御説明したかと思うんですが、熊本市さんは6・4でございました。それから今御案内がありました防府市さんが7・3、萩市さんが5・5ですかね。で、非常にこれは自治体で考え方も違います。それから、提案する内容に、評価基準をつくる際の基準の重みの置き方によっても大分違うと思います。

私どももこれから事業者選定委員会で決めていただくんですけども、評価基準を設定したときに、維持管理費ですね、建設費と維持管理費を提案させるんですけども、お金の面では。その見積金額をするときに、何というんですかね、評価基準をどちらにウエートを置くかとか、それから提案内容によって、お金は、八代市は財源が一番重要なんだと。それから、いや、安定性と、それから安全性が一番重要なんだということで、重みを置く割合だとこれは私考えます。

ですので、どこの自治体をまねる必要はないんですけども、極論言いますと、みんなメーカーが同じ力で、安全性も保てて、安定稼働ができれば、極端に言いますと、価格入札だけでも結構なことだと思うんですが、しかしそういうわけにもいかない業界でございますので、この総合評価方式が採用される、各自治体で採用されてるんだろうと思いますので、八代市としましても総合評価方式で行くということはもう決めておりますので、評価基準の重みづけについて、今後少し急いで検討していきたいと考えております。それから事業者選定委員会でそれを審議していただきたいというふうに考えております。特にまだ何対何の割合は決めておりません。

○委員（堀口 晃君） はい、わかりました。

はい、委員長。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい、済みません。その3番目、公園の整備についてということで、イメージ図を1回見させていただきまして、その中に半分ぐらいが公園があったという。実は、今回の東日本大震災であったりとか、八代においても台風災害であったりとか、大規模な災害が起きたときに、瓦れきの置き場に非常に困ったという状況がございましてね、そのときに、いろんな形でどっかの場所を借りたりとか

しなければならなかった状況があったんですが、大規模災害があったときの瓦れきの置き場にこの公園、公園は別に、あそこに皆さんが遊びに行くっていうのはちょっと、子供さんたちが自転車で行くのはどうかなと思うんですけども、その辺のところの大規模災害起きたときです、瓦れきの置き場みたいな、そういったところは何かこの公園を利用するということはどうでしょうか。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 実はですね、最初、ここの何番目でしたか、1番の（4）番に周辺同意というのがございますが、この中で八代漁協さん、鏡町漁協さん、それから鮮魚商組合の皆さんと協議を重ねてきたんですが、観光漁船がここちょうど船着き場、船だまりがございまして、ほかの市とか県から来られたお客さんが出入りをされる、乗りおりをされる場所なんですね。その真ん前に瓦れきを積むというのが、ちょっとイメージ的にちょっと受け入れられないということを漁協関係者おっしゃいまして、そういうふうな使い方もできるよねという話はされました。しかし、できれば置かないでくれないだろうかというお願いは、口頭ではありますが、当時ありました。

ですので、八代市としては、災害の瓦れき置き場につきましては、これまでは探してまいりました。最初が、16号のときは、外港の今、株式会社津田さんという会社があるんですが、その購入される前に、まだほかの人の持ち主だったんですが、そこからお借りしたとか。それから外港にあいてます工場用地ですね、ヤマエ久野さんとか、そういったところを候補地として検討は加えておりますが、毎年その契約を更新していかなければいけません、災害があろうがなかろうが。そうしないと貸していただけま

せんので。そういった、確保する手間は今後もかかってくるだろうとは考えておりますが、まだ公園の中に瓦れきを仮置きするかどうかというのは、まだ決定しておりません。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 公園整備ということ自体まだ決定していないという状況です、その中の部分の一部としてですね、その辺の考え方もあるんじゃないかというようなところもですね、検討の課題の一つに入れていただきたいと思えます。

委員長、済みません。

○委員長（田方芳信君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） タイムスケジュールのことで、スケジュール表の中ですね、上から3番目、臨港地区の除外手続についてということがございます。それと、ごみ処理施設の都市計画の決定についてということが2つ、26年度中に開催されるということになっておるんですが、その上の港湾計画の変更、こちらのほうとの整合性の中で、決まっていなかった土地のことをですね、都市計画審議会で審議ができるのかどうかという質問なんです。

まだ取得もしていない、これからもらい受けるであろうというふうなところの中での地番をですね、登記がされていない状況の中で地番の決定ができるのかという。例えば、27年度に国有地を取得をするということになってきたときにですね、その後に都市計画があるなら地番なんかも全部決まっておるんでしょうけども、まだ何も決まってないというところの用途の変更の手続、国で言えばですね、用途の変更の承認ぐらいがなったときに、八代市が都市計画の審議会で地番の設定ができるのかどうかという、この辺についてはいかがですか。

○環境センター建設課主査（豊田浩市郎君）

はい。

○委員長（田方芳信君） 豊田主査。

○環境センター建設課主査（豊田浩市郎君）

はい。お尋ねの件ですけれども、一応県の港湾課のほうと協議いたしまして、当初、初め、私どももやはり土地を買った後の都市計画の決定がほんとじゃないだろうかという——まあ、本当というか、どちらが本当なのかわかりませんが、そう考えておりました。

ただ、都市計画の考え方として、まず第1番に、都市計画の位置の指定をしようとする建物というか、施設が、八代市の都市計画上ふさわしいかどうかというのの判断というのを都市計画審議会でもらうと、その後、都市計画の決定を行いますという。ふさわしいからそこに、今回で言えばごみ処理施設の位置の指定を行いますということが前提の考え方でありますので、あくまで土地が八代市のものになってないから都市計画決定をするのがおかしいとかっていう考え方ではないと考えております。

ですから、逆に言えば、そこに八代市が審議会において、その位置がごみ処理施設の位置としてふさわしいということであれば、その後、その土地が八代市のものであるとなかろうと、それは後の話じゃないかという、一応結論というか、県と協議の中で、そういう考え方もありますということである。極端に言えば、都市計画の位置の指定をしてあれば、土地の収用というのは法律上できるということで考えておりますので、そういうことから考えても、先に都市計画の位置の指定をするというのは決しておかしな手続じゃないというふうに考えております。

以上です。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 今回の場合にはね、土地はまだ、今実際にあるんだけど、実際に海ですよね。（環境センター建設課主査豊田浩市

郎君「はい」と呼ぶ）その海を、海だろ何が何だろうが、そこに八代市が認めればええっていう話なの。例えば、ニュー加賀島、海の上よね、ここは八代市が清掃センター建つとよて、それがふさわしいといえ、そこを都市計画審議会でも、ならそこは海の上であろうがオーケーだというふうな物の考え方でよかですか。

○環境センター建設課主査（豊田浩市郎君）

済みません。

○委員長（田方芳信君） 豊田主査。

○環境センター建設課主査（豊田浩市郎君）

はい。済みません、その前段で、スケジュールのほうに港湾計画の変更とかありましたんで、今ここが八代市——港湾管理者は県なんですけど、熊本県において港湾計画というのが指定されてます。で、港湾計画のこれを変更する——本来この港湾計画の変更がないと、確におっしゃるとおり法律上の整合がとれませんので、港湾計画を変更することによって、八代市はごみ処理施設をつくれるというような状態に、港湾計画上変更していただいた後、その後に都市計画においてごみ処理施設の位置の指定を行うというような流れとなりますので、今のスケジュールからいけば、法律上の整合というのはそのことによってとれるんじゃないかということに思っております。

以上です。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 委員長、済みません。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。済みません、ちょっと補足いたします。

確かに副委員長おっしゃるとおり、海に指定することになります、この段階では。ですので、これは私どももそのままストレートに質問したところでございます。しかし、海だろが土地だろが、港湾計画でこの全体を、県と国、全体をですね、港湾計画の変更をまずしな

ければ、土地取得の手続に入れないそうです。
ですので、これをまずしていただいた後に、都市施設としてそこふさわしいかという審議をしていただくということになりますので、それが形状が土地であろうが海であろうが番地がついてなかろうが、それは余り審議の中では議論されないみたいです。

○委員（堀口 晃君） はい、わかりました。
ありがとうございます。

最後に。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 要望だけで。非常によくできた実施方針ができてるんだらうと思います。4ページのところにですね、事業の目的というような、(2)番の事業の目的がございまして、①、②というのがございまして、その中に、②の中において、私ども、何回もここ出てきますが、資源の有効利用によりできる限り最終処分をしない施設というようなところがございまして、②番の基本方針の①番にですね。八代市とすれば最終処分場の施設整備というのは必要であるという認識があるというようなことを何回もですね、この建設環境委員会でもお話をいただいておりますし、議員の皆さんにもその周知をいただいているところだと思います。

であるならば、1番のところにですね、早急なる最終処分場の整備を行っていくというふうなところのですね、文言も、今後の課題としてですね、ぜひ入れ込んでいただければというようなことをもって、最後に要望です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で八代市環境センター建設事業の進捗状況についてを終了します。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会にいたします。

（午前11時24分 小会）

（午前11時25分 本会）

・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査 （電子入札システムの導入について）

○委員長（田方芳信君） 本会に戻します。

次に、電子入札システムの導入について、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○契約検査課長（桑田謙治君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 桑田課長。

○契約検査課長（桑田謙治君） はい。こんにちは。お世話になります。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）本日は電子入札システム導入についての御報告をしたいと思います。

業者の利便性や事務の効率化のため、今回、建設工事及び工事関係業務委託に係る入札について、平成25年4月1日からの電子入札を導入するため鋭意準備を行っているところでございます。

そこで、電子入札の概要及び導入までの状況等を当委員会に報告をさせていただきたいと思っております。まずは、先に配付しております資料に基づきまして説明をしたいと思います。座らせていただきます。

資料のほうは、裏表の1枚のレジュメを用意しております。これに基づき説明をいたします。

まずは電子入札とはでございますが、現在入札におきましては紙書類によって行っております。指名通知、設計書閲覧、入札などについては、全て紙で行っております。指名競争の場合は、指名を受けられた業者さんは設計書閲覧と、入札の場合は市役所の入札室のほうに出向いていただいて、直接紙で入札をしていただいている状況でございますが、電子入札になりますと、指名通知、閲覧、入札などの入札手続に

つきましては、パソコンとインターネットを使って電子的に行うものでございまして、先ほど言いましたように、わざわざ市役所に出向かなくてもいいという入札に切りかえるものでございます。

続きまして、1番にありますように、導入の経緯・背景でございますが、簡単に申し上げますと、国のほうでe-Japanということで電子政府・電子自治体の構築が叫ばれまして、その一環として県と県内の市町村が熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会を設置しまして、その電子自治体の構築の中の一環として、電子入札の検討を開始したところでございます。で、平成20年には、本市の八代市地域情報化計画に時間や場所に判断されずに、いつでもどこでも簡単に行政サービスが受けられるということで、電子入札の実施が盛り込まれたところでございます。

続きまして、県内の導入状況を申し上げますと、まず平成17年に熊本市と県、熊本県が電子入札システムの開発運用を開始をされまして、随時、平成20年に宇土市、21年に南関町、23年に益城町、山鹿市、天草市、上天草市が導入されておりまして、平成24年には菊池市が予定をされているところでございます。そういった各地の状況でございます。

それと⑥番目、本市内の業者さんの意向も確認いたしとります。平成23年7月に業者さんに電子入札導入に関するアンケートを実施いたしております。

で、回答率が80%の回答率をいただきまして、回答業者の85%が県の電子入札にもう既に参加していらっしゃるということで、で、回答業者98%が電子入札を導入を希望されている状況が出てまいりました。これらを受けまして、先ほど申し上げましたように25年4月1日から電子入札を導入をするということで準備をしているところでございます。

で、先ほど申し上げましたように、もう既に市に登録してらっしゃる業者さんの大半が県のほうにも指名業者ということで、先ほど申し上げましたように、もう既に県のほうは電子入札を導入していらっしゃいますので、市内の業者さんで県の入札に参加される場合は、もう既に電子入札でされていらっしゃるちゅうことで、そういったところから、県はしてるのに市はまだ、なぜされないのですかという要望等も多々あったところでございます。

以上が導入経緯、背景でございます。

次に、2番目のシステムの概要でございますが、電子入札の導入に当たりましては、システム開発や運用に係る経費削減、それと先ほど申し上げましたように、既に県の電子入札に参加してらっしゃる業者の利便性、経済性を考慮いたしまして、熊本県及び県内市町村が共同で開発運営を行います熊本縣市町村電子入札システムを活用することといたしております。

このシステムは、入札案件の登録から入札手続、入開札を行います電子入札システムと発注予定や入札・契約結果の登録から公開を行います入札情報公開サービスシステムの2つのシステムから構成されております。

まずは、電子入札システムでございますが、先ほども申し上げましたように、紙によって行われていた入札手続をパソコン、インターネットを使って電子的に行うものでございまして、入札参加者は入札、閲覧手続に市役所に出向く必要がなく、限られた期間内に、都合のいいときに事務所や自宅から入札が行えるというものでございます。

配付資料の図のほうを見ていただきますと、中段部分に電子入札システムというのが書いてあるかと思いますが、まず、右側の共同利用機関、県・市町村等というふうになっております。ここが発注者、市に当たるかと思いますが、発注者のほうで入札案件の登録を電子入札

システムのほうに登録しまして、あわせて業者さんのほうに指名通知を、システムにより通知をするふうになっております。

指名通知を受けた業者は、電子入札システムにアクセスしていただきまして、設計図書を閲覧するとともに、入札期限までにパソコン、インターネット上で入札を行うということになります。で、それで入札期限後、発注者が開札を行い落札者を決定し、電子入札システムにより、また業者に入札結果を通知するという内容でございます。これが電子入札システムでございます。

次に、もう一つのシステム、入札情報公開サービスシステムというのがありまして、発注予定や案件公告、入札・契約結果、有資格者の情報等をインターネット上に公開するものでございまして、入札参加者以外の一般の市民の方も閲覧可能でございまして、迅速に簡単に入札契約情報の入手が可能ということになります。

現在、入札結果につきましては、1週間後に市ホームページに掲載していることを考えますと、このシステム導入により、開札日に即日公表できるようになりまして、業者さん、一般市民の方も迅速に閲覧ができるというふうになりまして、情報提供、情報公開にも大きく寄与するものと考えております。

以上がシステムの概要でございます。

次に、裏のページになりますが、導入による効果・メリットというのをまとめております。

まずは業者のメリットということで、先ほど来、何回も申し上げていますが、閲覧、入札のため市役所に出向く必要がないということで、いつでも好きなときに事務所や自宅から閲覧、入札が行えるちゅうことで、市役所に出向くまでの移動に要する時間とかコストの削減が見込まれまして、業者にとっても飛躍的に利便性が向上されるというふうに考えております。

また、次に、市民のメリットということで考

えておりますが、先ほど申し上げましたように入札契約情報が迅速かつ簡単に入札情報公開サービスシステムにより入手が簡単にできるというメリットがございます。

そして3点目に、市のメリットということで考えておりますが、まず事務の効率化、業務の効率化が図られるということでございます。

それと、先ほども申し上げましたように情報公開の推進等も図られるということで。それと、不正行為の防止ちゅうことで、これにつきましては、談合等の不正行為の防止が図られるちゅうことで、これは入札参加者同士が顔を合わせる機会がなくなるということと、職員と業者との接触の機会も少なくなるということで、よりそういった談合等の防止に寄与するというで、そういった効果も考えられるということでございます。

続きまして、環境への配慮ということで、これは先ほど、電子化によるペーパーレス化、市役所に出向かないことによるガソリン使用等の削減による、少しでございますが環境への配慮にもつながっていくメリットがございます。

続きまして4点目、電子入札システム導入によります経費でございますが、主な経費としましては、先ほど、県と県内の市町村での共同開発運用のシステムを活用するというでございまして、まずは開発費負担金と運用費負担金が発生してまいります。開発費負担金というのは、当初開発したものを人口割でそれぞれで負担するものでございまして、これは平成17年の国勢調査人口をもとに算出をいたしております。

開発費が1億300万ほどかかっておりまして、八代市の人口と、県人口を2倍というのは、これは県のほうも入っておりますので、県内人口を掛ける2という形で出した結果でございます。その結果、380万程度の開発負担金が生じる。これは導入時1回限りの負担でござ

います。

で、次に運用費負担金、これは見込みという形でしておりますが、これにつきましては、運用費が1億4000万程度、毎年かかっているようでございます。これにつきましては、参加自治体を分母に、あとは八代市の人口で割り戻すというような形で、これにつきましても当然、県も入っておりますので、県全体の人口とそれぞれの参加する自治体の合計で負担するようになっております。

これ見込みで、実際の請求はそのときの参加自治体での計算になりますが、目安としましては年間、八代市の人口を考えた場合に513万程度の負担金が発生するということでございます。これは毎年負担をしていくということでございます。

ただ、県のほうでも結構負担金が高額になるということで、先ほど申し上げました共同運営協議会のほうでシステム等を見直しまして、安く運用ができるように今独自で、さきよりシステムを構築するように検討を開始しておられます。その結果、これよりはさらに安くなることが想定されておりますので、最高額ということで今考えていただければというふうに思います。

あと、それぞれ導入経費ちゅうことで、初期設定の費用とかカスタマイズ費用というのが平成24年度に独自にかかるちゅうことで、基本的に準備経費として平成24年度に270万ということで。平成25年度は先ほど言いました開発費負担金が生じてまいります、それに運用費負担金ということで900万、あとは、それぞれ単年度で500万程度が発生するというふうな経費が、見込みがなされております。

最後にスケジュールでございますが、現在、電子入札導入に伴います例規、契約規則、入札心得等の改正を今月の法令審議会のほうにかけるとなっております。あと運用基準とそれ

ぞれの基準を随時制定を行うふうにしておりません。

あと、先ほど申し上げましたように、熊本県市町村電子入札システムへの参加申請書とか、このシステム会社、大もとが日立製作所になりますので、日立製作所とのシステムの供用開始の契約と、あと業者への周知ちゅうことで、9月1日号の市報に電子入札を導入するちゅうことと、10月26日に業者さんを一堂に集まりいただきまして、ハーモニーホールで業者説明会を予定いたしております。あとはセットアップ作業とか、それぞれ業者さんもパスワード等が必要になりますので、パスワードの発行等を行いまして、業者データあたりを登録しまして、4月1日に運用開始を行うということの運びとなっております。

ちなみに、業者さんの費用ということで考えてみますと、業者さんにつきましては、先ほど大半の方が県のほうの電子入札システムに参加してらっしゃるということでございますので、改めて経費ということは発生いたしません、まだ参加してらっしゃらない方等につきましては、パソコン保有、インターネットに接続したパソコン保有も、ほとんど98%ほど、先ほどのアンケートからしますとされてらっしゃるちゅうことで、そういったのは業務で使ってらっしゃるちゅうことで、改めて県のほうに入ってらっしゃらない業者さんとしましては、ICカードとICカードリーダーを準備していただくふうになるかと思っております。その経費にかかりましては、ICカードリーダーが1万円程度、あとICカードが年数に応じて変わってまいります、1年だと1万5000円、2年だと3万円、4年だと5万円というような形になりますので、最高でも6万ぐらいは経費がかかってくるというふうに考えております。

そういった経費比較しても、先ほど申し上げましたように、業者さんにとっても大変なメリ

ットがあろうかと思しますので、そういった御理解はいただけるかと考えております。

簡単ではございますが、以上で説明といたします。

○委員長（田方芳信君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。まず、このシステムが障害を起こした場合、入札どげんふうに対応される予定でしょうか。

○契約検査課長（桑田謙治君） はい。

○委員長（田方芳信君） 桑田課長。

○契約検査課長（桑田謙治君） システムも両方ありまして、市のほうの電算、パソコン関係、それと大もとのほうでございますが、これまで確認したところ、今のところシステム、大もとの共同運用のほうは今のところそういったシステム障害等はなっていないというか、これにつきましては、先ほど、大もとのベンダーが日立製作所ということで、そういったシステムにつきましても、かなり保守あたりもされていらっしゃるちゅうことで、常時、聞くところによりますと3名程度そういった保守点検あたりもされていらっしゃるということで、先ほど言いましたように、そういった障害については、いまだなっていないということで。

ただ、市側としまして、例えばパソコンを市のほうは使うんですが、例えば、停電等が起こった場合とか何かにつきましては、事前にそういった電子入札が不可能ということになりますと、即時、業者さんに周知をいたしまして、入札の延期等を通知をいたしまして、するような考えはいたしております。

以上でございます。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。障害は少ないということでありましたけれども、起こらないと

も限らないんですね、そこは万全の体制をとっていただきたいというふうに思います。

それと、導入の効果・メリットというところで、メリットばかりが書いてあるんですが、デメリットもあるのではないかなというふうに思うんですが、その部分をお聞きしたいというのと、入札の落札率がどのように推移するという想定をされておられるのか、お聞きしたいと思います。

○契約検査課長（桑田謙治君） はい。

○委員長（田方芳信君） 桑田課長。

○契約検査課長（桑田謙治君） デメリットにつきましては、特に想定はいたしておりません。ただ、アンケート等にありましたように、一部の業者さんにおいては希望しないというふうな回答もありました。その中でありました内容としましては、高齢のためパソコン等、インターネット等が使えないということで希望しないとか、一部ありましたように、先ほど新たな導入経費負担、ICカードリーダーとか、そういった新たな経費はかけたくない、そういったふうに回答されてる業者さんもいらっしゃいました、実際。ですから、それにつきましては、原則4月1日から、できれば、電子入札のほうに原則切りかえていくふうに考えております。ただ、そういった特殊な事情、状況等でできないという業者さんもいらっしゃる場合は、ある程度期限を区切りましてですね、なれていただくという、準備をしていただく期間という意味で、ある程度の期間は紙入札も認めていくふうに考えております。ただ、それを認めてしまうと併用、紙入札をされる業者さんもいらっしゃると思いますので、せっかく導入した意味がありませんので、ある程度期間を区切りまして、業者さんに説明をさせさせていただきまして、切りかえていただくようなふうに考えております。

そして、デメリットちゅうのは、そういった

希望されない業者さんもいらっしやったということで、特に大きなデメリットというふうには、ちょっと考えておりません。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 率の推移。

○契約検査課長（桑田謙治君） ああ、済みません。入札についてでございますが、これにつきましては、基本的には入札の方法、システムを変えるということございまして、紙から電子入札に変えるちゅうことございまして、特に指名の方法とか一般競争入札をするとか、そういうふうな形については、電子入札制度に伴いましてはちょっと直接は関連づけておりません。そういった意味から、ただ紙から電子入札への入札システムの変更ということございまして、特に落札率が下がるとか、そういったふうには直接的には考えておりません。

ただ、こういった電子入札システムにつきましては、入札制度改革の一環ということでございまして、あわせて、そういった選定方法とか一般競争入札の拡大とか、そういうのをあわせて今後検討をしていきたいということで、これにつきましては平成25年度から電子入札を導入しますのも、来年度が新たな建設工事関連の業務委託につきましては、平成25年度から新たにまた指名願が始まりますので、そういった部分を含めまして、あわせて他の入札制度改革を見直していきたいというふうに考えております。

以上でございます。（委員大倉裕一君「いいです」と呼ぶ）

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（増田一喜君） いいですか、ちょっと

いいですか。

○委員長（田方芳信君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） ちょっと関連したことなんですけど、今聞いと思ったら、全てを電子入札にするちゅうわけじゃないんでしょう。

（契約検査課長桑田謙治君「はい」と呼ぶ）そうせぬと、今言われたように高齢でちょっとパソコン使えませんとかいう人たちが、電子入札だけにしてしまうと参加できなくなってくるちゅうことになるから、そこらあたりはどういうふうなやり方をされるんですか。

○委員長（田方芳信君） 桑田課長。

○契約検査課長（桑田謙治君） はい。先ほども言いましたように、基本的には原則電子入札システムに切りかえるということで考えております。ただ、先ほどもありました一部、ほとんど一部の業者さんは、そういったパソコン等に取り扱いになれてないというふうな御意見もありましたものですから、即4月1日から原則電子入札でないとだめということになりますと参加できなくなりますものですから。先ほど申しましたように、ある一定期間は併用も可能ということで、その間、業者さんには電子入札に切りかえていただきたいということで、お願い、説得はしていきたいというふうに考えております。

それで、あくまで今回の場合は、建設工事と工事関係業務委託でございます。物品、役務等につきましては、今回電子入札システムの対象にいたしておりません。これにつきましては、物品、役務につきましては、業種とか業者さんの数も多いということと、それぞれ物品、役務につきましては入札の参加される件数も1件から何件かまちまちなものですから、全ての業者さんにそういった電子入札を義務づけますと、恩恵を受けられる方と、ほとんど指名も全然からぬとに、そういったシステムだけということになりますので、当面は入札回数の多い建設

工事関係について電子入札システムを導入したいというふうに考えております。

以上でございます。（委員増田一喜君「はい」と呼ぶ）

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で電子入札システムの導入についてを終了します。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

ほかに当委員会の所管事務調査について、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって建設環境委員会を散会いたします。

（午前11時51分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成24年8月10日

建設環境委員会

委員長